

平成25年市民憲章推進者 上京区長表彰



3月14日、市民憲章推進者上京区長表彰式が上京区役所で行われ、市民の模範となる実践活動(まちの美化と自治活動、防犯活動など)を長年(敬称略)括弧内は略)。

表彰されたのは次の方々です(敬称略)括弧内は略)。

高阪恭一(成逸) 堀北昶子(室町) 山田行史(乾隆) 奥野貴史(西陣) 藤原貞太郎(翔鷹) 生野順子(桃園) 富田生子(京極) 津田ゆかり(仁和) 有田良美(正親) 尾崎富美雄(正親) 佐々木道雄(中立) 辻井啓三郎(中立) 藤原正巳(出水) 銀谷正代(春日)

ごみ減量に取り組みたい団体を募集しています。

①ミニミニ回収登録団体 募集 地域で自主的に古紙・古着・びん等を回収する団体。全市で30団体。助成内容 チラシの作成や回収等に必要費用の一部。助成額(年間) 1万円〜1万5千円。②落ち葉等堆肥化活動団体 募集 落ち葉等の堆肥化を行うおむね10世帯以上の市民団体。全市で30団体。助成内容 堆肥化活動に必要な費用。助成額 上限5万円。

申込み 区役所・支所等で配布している申込書で、①は平成26年2月28日(金)まで(必着)に、問合せ先に持参又は郵送してください。※いずれもその他要件・審査があります。

⑧上京エコマチステーション(☎308・0776、1階②番窓口)

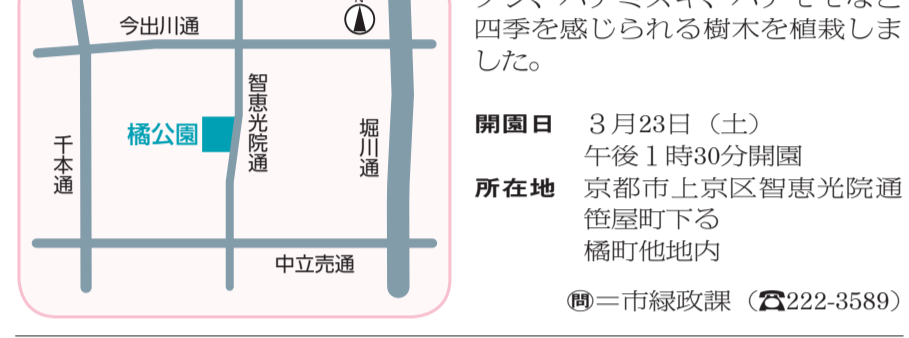


橋公園の開園について

本市が平成23年12月から工事を進めてきました「橋公園」がリニューアルオープンしました。再整備に当たっては、より一層地域の世代交流ができるよう、地域のイベントに加えて、グランドゴルフやゲートボール、児童の野球やサッカーなどを楽しめる多目的広場を整備するとともに、1周250mの園路や背伸ばしベンチなどの健康遊具を設置し、老若男女問わず様々な運動ができる公園として整備しました。多目的広場は、災害発生時の一時的な避難場所として活用でき、公園内にマンホールトイレやかまどベンチを配置するなど、災害時の利用に資する公園として整備しました。

また、長年、地域の方々に見守られてきた区民の誇りの木である「ケヤキ」を残し、新たにサクラ、コブシ、ハナミズキ、ハナモモなど四季を感じられる樹木を植栽しました。

開園日 3月23日(土) 午後1時30分開園
所在地 京都市上京区智恵光院通 笹屋町下る 橋町他地内
☎=市緑政課 (☎222-3589)



区社協通信

ボランティア、はじめませんか?

何か新しいことを始めようと考えている方、ボランティア活動をしてみませんか?

上京区社協では、ボランティアに関する相談窓口として「上京区ボランティアセンター」を設置しています。センターでは、ボランティアに関する情報提供や、安心してボランティア活動ができるようサポートしています。お気軽にご相談ください。

◆費用の減免・免除制度もあります。詳細は今後の保健センターニュースやホームページでご確認ください。か、電話でお問い合わせください。

○平日に受診機会のない方は、休日実施予定のがん検診をご利用ください。

☎健康づくり推進課 成人保健・医療担当(☎432・3301)

平成25年度介護保険料通知書を送付します

介護保険第1号被保険者(65歳以上)の方、平成25年度の介護保険料通知書を4月下旬までに送付します。今回お知らせする保険料は、24年度の市民税に基づき、仮に計算したもので、25年度の市民税確定後の7月に保険料を計算し直し、通知書を再度送付します。

今回の通知書に納付書が添付されている方は、納期限までに金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)で直接納めてください。

毎月、納付書で直接納めていた方には、便利な口座振替をお勧めします。介護保険料の通知書、預貯金通帳、口座の届出印を持って、お取引のある金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)で直接納めてください。

なお、2月に特別徴収により納めていただいている方は、通知書を送付しません。4・6・8月は3月と同額の保険料額を納めていただきます。平成25年度の確定した保険料額及び10月以降の特別徴収額は、7月にお知らせします。また、平成24年度の保険料が大きく変更になった方等については、申請により8月の特別徴収額(仮徴収額)を変更できる場合がありますので、5月中にお手続きをお願いします。

☎福祉介護課介護保険担当(☎441・5106、プレハブ棟2階⑥番窓口)

国民年金保険料免除制度について

前年の所得が基準以下の場合、申請により保険料の全額又は一部の納付が免除される制度です。

○免除期間の取扱い
老齢、障害基礎年金等の受給資格を判断する期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額を計算するときは、保険料を納付した場合に比べ、◆全額免除期間は3分の1
◆半額免除期間は4分の3
◆4分の3免除は8分の5
◆4分の1免除は8分の7の額にそれぞれ減額されます(免除されない分の保険料を納付しなければ未納扱いになります)。

○免除基準
◆申請者、配偶者、世帯主の前年所得
◆失業や災害により納付が困難な場合は、本人所得にかかわらず承認される場合があります。

◆引き続き免除等を希望される場合は、継続申請の手続きを必要です。継続申請をしていない方、又は失業等を理由に承認された方は、申請書の提出が必要です。

◆引き続き免除等を希望される場合は、継続申請の手続きを必要です。継続申請をしていない方、又は失業等を理由に承認された方は、申請書の提出が必要です。

◆引き続き免除等を希望される場合は、継続申請の手続きを必要です。継続申請をしていない方、又は失業等を理由に承認された方は、申請書の提出が必要です。

上京区地域介護予防推進センター各種教室のご案内

○こころばせ 運動器の機能向上プログラム
日時 5月7日〜7月30日の毎週火曜午前10時45分〜11時45分(全13回)
会場 元賢小学校
内容 体力測定、ストレッチ、下肢筋力、バランス能力向上運動、転倒予防運動、講話など
定員 10名程度(先着順)

お申込みは、領収書又は納入通知書など国保記号番号(後期高齢者医療制度の場合は被保険者番号と徴収番号)の分かるの、預貯金通帳、口座の届出印を持って、お取引の金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)の窓口へ。

なお、振替開始まで2か月程度かかるため、申込みは早めに。

学生の方で、前年の所得が基準以下の場合、申請により保険料の納付が猶予される制度です。申請に学生証等が必要で、

○対象者
大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校(一年以上の課程に在籍する)、夜間部、定時制通信制課程に在籍の学生、生徒

○学生納付特別期間の取扱い
老齢、障害基礎年金等の受給資格を判断する期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額に反映しません。

国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせ

国民保の場合、一部の金融機関については、キャッシュカードだけで保険年金課窓口で申込手続きが完了します。

※特別徴収(年金からの引き落とし)の方で、口座振替での納付への変更を希望される場合は保険年金課へ納付方法の変更をお申し出ください。

☎保険年金課徴収推進担当(☎441・5137、プレハブ棟1階⑥番窓口)

災害その他の特別の事情がなく保険料を滞納している世帯に対しては、財産等を調査し、給与、預貯金、不動産、生命保険、年金等の財産を差し押さえます。滞納がある場合は至急納付してください。

☎保険年金課徴収推進担当(☎441・5137、プレハブ棟1階⑥番窓口)

学生の方で、前年の所得が基準以下の場合、申請により保険料の納付が猶予される制度です。申請に学生証等が必要で、

○対象者
大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校(一年以上の課程に在籍する)、夜間部、定時制通信制課程に在籍の学生、生徒

○学生納付特別期間の取扱い
老齢、障害基礎年金等の受給資格を判断する期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額に反映しません。

けんこう情報

ご自身の健康チェックはできていますか?

健康診査や検診は、生活習慣病の予防やがん早期発見のためには欠かせません。自分の健康状態について正確な知識を持ち、健康管理を続けるために、定期的な健(検)診の受診をご利用ください。

○平日に受診機会のない方は、休日実施予定のがん検診をご利用ください。

☎健康づくり推進課 成人保健・医療担当(☎432・3301)

1年に1回		40歳以上	
保健センターで受診していただけの年齢	15歳以上	18歳以上	39歳以上
胸部検診(無料)	○	○	○
青年期健康診査(500円)		○	○
肺がん検診(無料、問診結果で喀痰検査が必要な方は1000円)			○
胃がん検診(1000円)			○
大腸がん検診(300円)			○
2年に1回(偶数年齢年)		50歳以上	
京都市の各種がん検診実施医療機関で受診していただけの年齢	20歳以上	30歳以上	50歳以上
子宮がん検診(1000円、体部検査追加は1700円)	○	○	○
乳がん検診(1300円)		○	○
前立腺がん検診(1500円)			○

注) 40歳以上の方の特定健康診査は、加入の医療保険で実施されますので、ご加入の医療保険者へお問い合わせください。

戦没者遺族相談員について

戦没者遺族の福祉の増進を図るため、厚生労働大臣から委託を受け、各市町村に設置されています。

◆費用の減免・免除制度もあります。詳細は今後の保健センターニュースやホームページでご確認ください。か、電話でお問い合わせください。

○平日に受診機会のない方は、休日実施予定のがん検診をご利用ください。

☎健康づくり推進課 成人保健・医療担当(☎432・3301)

戦没者遺族の年金等に関する相談に応じ、必要な助言等を行う戦没者遺族相談員は、

◆費用の減免・免除制度もあります。詳細は今後の保健センターニュースやホームページでご確認ください。か、電話でお問い合わせください。

○平日に受診機会のない方は、休日実施予定のがん検診をご利用ください。

☎健康づくり推進課 成人保健・医療担当(☎432・3301)

戦没者遺族の福祉の増進を図るため、厚生労働大臣から委託を受け、各市町村に設置されています。

◆費用の減免・免除制度もあります。詳細は今後の保健センターニュースやホームページでご確認ください。か、電話でお問い合わせください。

○平日に受診機会のない方は、休日実施予定のがん検診をご利用ください。

☎健康づくり推進課 成人保健・医療担当(☎432・3301)

固定資産税の住宅用地に関する申告について

住宅の敷地として利用されている土地(住宅用地)といふは、固定資産税が軽減されています。

○納税者の皆様へお願い
住宅用地を店舗や貸しカレンジなど住宅以外の用途の敷地に変更された場合や住宅以外の敷地から住宅用地に変更された場合は、物件のある区役所・支所の固定資産税担当課へ必ず申告してください。

☎固定資産税課(☎441・5092、441・5086、プレハブ棟2階⑥番窓口)

戦没者遺族の福祉の増進を図るため、厚生労働大臣から委託を受け、各市町村に設置されています。

◆費用の減免・免除制度もあります。詳細は今後の保健センターニュースやホームページでご確認ください。か、電話でお問い合わせください。

○平日に受診機会のない方は、休日実施予定のがん検診をご利用ください。

☎健康づくり推進課 成人保健・医療担当(☎432・3301)

戦没者遺族の福祉の増進を図るため、厚生労働大臣から委託を受け、各市町村に設置されています。

◆費用の減免・免除制度もあります。詳細は今後の保健センターニュースやホームページでご確認ください。か、電話でお問い合わせください。

○平日に受診機会のない方は、休日実施予定のがん検診をご利用ください。

☎健康づくり推進課 成人保健・医療担当(☎432・3301)

書き出しの行政機関への抽籤

日時 5月14日(火) 午後1時30分〜3時
場所 地域力推進室(公聴担当)(校舎棟1階②番窓口) ☎21・1100
☎=京都市行政評価事務局

正解者の中から、抽選で3名の方に記念品を差し上げます。

はがきに、答えを住所・氏名・年齢・本紙への感想等(感想は紙面で掲載の場合あり)を、記入のうえ、〒612-8511 上京区役所「かみきょう」係まで、締切りは4月30日(消印有効)。

前回の正解は、**武者小路千家**です。

「千宗守居士遺蹟」(官休庵)と彫られた石欄が、武者小路通小川東入の三千家の一つ武者小路千家の門前に立っています。千守は千利休の孫で、出仕していた高松藩の

ここはどこ? 第205回

正解者の中から、抽選で3名の方に記念品を差し上げます。

はがきに、答えを住所・氏名・年齢・本紙への感想等(感想は紙面で掲載の場合あり)を、記入のうえ、〒612-8511 上京区役所「かみきょう」係まで、締切りは4月30日(消印有効)。